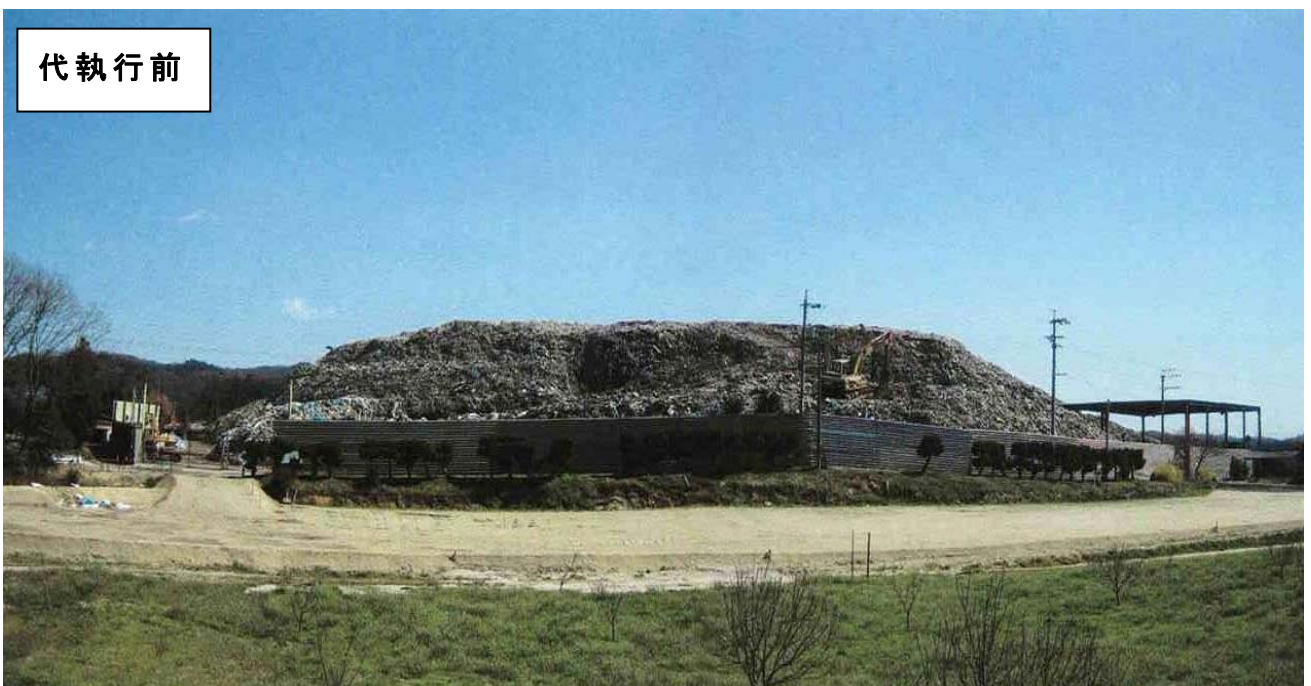


(平成17～18年度支援)

原状回復事業事例：愛知県豊田市混合廃棄物事案

| | |
|---------------|---|
| 事案の類型 | 産業廃棄物処理業者（最終処分場）における混合廃棄物の過剰な受入 |
| 事案の場所 | 愛知県豊田市 |
| 行為者 | 愛知県豊田市内 A社 代表取締役 B |
| 規模及び種類 | 計画埋立容量；125,098m ³ 過剰搬入量；122,919m ³ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物 |
| 支障のおそれ | 最終処分場において、許可容量を超える約12万m ³ の産業廃棄物を埋め立て（積み上げ）、現に複数回の火災が発生している。 また、平成17年度に行った調査においては、メタンガスが発生（濃度40～50%）し、堆積した廃棄物内の温度も高温（47.5～86.0℃）であることから、今後も火災が発生するおそれがある。 |
| 対策工の概要 | ガス抜き管の設置、ガスの吸引による処理、法面整形、遮水シートによるキャッピング及び廃棄物内部への空気の供給による改善を行った。 また、選別後の土砂については覆土として利用した。 |
| 除去した廃棄物の種類及び量 | 排出・処分量 4,504.35m ³ (2,262.09t) 廃プラスチック 4,488 m ³ (2,257.17t) その他の廃棄物 16.35m ³ (4.92t) |
| 代執行費用 | 862,555,948円 |
| 支援した資金額 | 100,277,000円 |

代執行前



【事案概要】

A社は産業廃棄物処理業（中間処分、最終処分）を営んでいたが、市は、平成10年9月頃の立入検査において、A社の最終処分場に過剰な産業廃棄物の保管が行われていることを発見した。その後、再三の指導を行ってきたにもかかわらず廃棄物の保管量は増加し、また、平成11年5月には、過剰保管した廃棄物から火災が発生した。

平成11年7月～平成12年3月の間に、市は、A社に対して改善命令、措置命令、停止命令を発出したが是正措置が取られなかったため、A社の産業廃棄物処理業（最終処分）の更新許可申請を不許可処分（平成13年1月）とした。

平成13年1月以降も、市が、A社に対して是正指導を行っている中において、A社は数度の火災を発生させている。平成15年12月～平成16年2月の間には、市は、A社役員、元役員及び土地所有者に対して措置命令を発出したが是正措置が取られなかった。このため、市は、A社の産業廃棄物処理業（中間処分）について、平成16年6月に停止命令を発し、平成16年8月にはA社役員が欠格要件に該当したことによる許可取消処分を行った。

また、平成17年5月にはA社元役員の財産の仮差押え、平成17年9月には廃棄物処理法違反（措置命令違反）で警察に告発した。

平成17年度には、堆積した廃棄物についての調査を行うとともに、平成17年度、18年度に行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

